

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

赤字で社長に給料が払えないとき

Q：バブル崩壊の影響で取引先が倒産し、巨額の赤字が生じました。役員の給料を未払の月分に遡って当分の間30%減額したいのですが、税務上問題はありますか。

A：すでに支給期が到来した給料を減額する場合と、これから支給期が到来する給料を減額する場合とで取り扱いが異なります。

(1)すでに支給期が到来した給料の減額

…未払給料そのものを取消すのではなく、未払金について債務免除益を計上するとともに、その支払があったものとして、源泉徴収をしてください。

これは、役員は役員報酬の支給を受ける権利はすでに生じており、その支給を受けた後、資金を戻したとみるからです。

ただし、会社の債務超過の状態が相当期間継続し、その支払が困難であると認められる場合は、源泉徴収しなくてもよいことになります。

(2)支給期が未到来の給料の減額

…未到来のものについて役員報酬を減額する旨の変更手続きをとることは差し支えありません。源泉徴収は減額後の給料を基に行います。

(3)注意点

役員報酬は、税務上では「あらかじめ定められた支給基準に基づいて」支給する「定期の給与」であることが要件ですから、資金繰りの都合で上下させるものではありません。カット率を毎月上下させると「定期の給与」といえなくなります。

